

# 防 犯 情 報 No. 8



## 太陽光発電のパンフレットを利用した不審電話に注意！！

山口県内では、6月ごろから、太陽光発電のパンフレットを送り付け、「パンフレットの中の書類が必要なので取りに行く」といった不審電話が発生しています。

この手口の不審電話は、下記のような「うそ電話詐欺」に発展する可能性があるため、注意してください。



### 【事例1】

「パンフレットが届いた人しか購入できない商品なので、あなたの名義を貸してもらえませんか」と話を持ちかけ、被害者が承諾すると、「名義貸しは違法」「示談するにはお金が必要」と言って、現金を要求する手口。

### 【事例2】

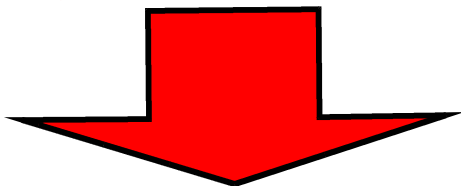
「パンフレットを受け取りに行く」と言って、被害者宅を訪れ、「大事な書類が無くなっている」と脅し、現金を要求する手口。

### 【事例3】

「パンフレットの商品は大変価値がある。絶対に損はしない」と勧誘し、架空の商品を購入させて現金をだまし取る手口。



## 被害防止のポイント！



事例3の詐欺は、「買え買え詐欺」と呼ばれる手口で、今回のような太陽光発電の「金融商品の購入」以外にも、「交際あっせん」「ギャンブル必勝法」を名目に現金をだまし取る手口がありますので、注意してください！



- 金融商品を勧誘するパンフレットが送られてきても、身に覚えのないものは、連絡(申込)しないようにしましょう。
- 投資で「絶対もうかる」話はありません。相手から電話で「絶対もうかる」「限られた人しか購入できない」と言われたら詐欺を疑ってください。
- 「買え買え詐欺」も、犯人の一本の電話から始まります。電話機の「ナンバーディスプレイ」「留守番電話設定」機能を活用し、知らない番号の電話は出ないようにしましょう。



「不安を感じたら、警察へ相談を！」

～ みんなでうそ電話詐欺を撃退しよう ～